

平成 30 年度複製物作成計画

平成 30 年 4 月 3 日

独立行政法人国立公文書館

1 趣旨

本計画は、「独立行政法人国立公文書館における複製物作成計画」（平成 24 年 3 月 29 日館長決定、平成 27 年 5 月 27 日一部改正）等に基づき、平成 30 年度に独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）が複製物を作成する対象となる特定歴史公文書等について定めるものである。

2 複製物作成の対象となる特定歴史公文書等

平成 30 年度において複製物作成の対象となる特定歴史公文書等は、利用状況のほか、破損又は汚損を生ずるおそれにより原本の利用を制限する必要性も考慮し、御署名原本、内閣文庫等の約 3 万 8 千冊（約 210 万コマ以上）とする（主な対象は、下表のとおり）。

表 複製物作成の対象となる主な特定歴史公文書等

資料群等		概要
行政文書	御署名原本	平成 30 年度受入分（昭和 63 年作成）
	経済産業省移管 「大臣官房関係」 文書	平成 14 年度～平成 26 年度に受け入れた文書のうち、戦後の通商・貿易政策等に関するもの（約 215 冊）
内閣文庫	和書	内務省、教部省、農商務省及び元老院等旧蔵資料（約 35,000 冊）
	漢籍	昌平坂学問所等旧蔵資料（約 2,000 冊）

3 複製物の作成・提供方法等

複製物は、デジタル化により作成し、本年度末までに館デジタルアーカイブにより利用に供するものとする。